

第116回 定時株主総会 招集ご通知

2024年1月1日から2024年12月31日まで

開催
日時

2025年3月28日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

東京都中央区銀座五丁目15番8号
時事通信ホール（時事通信ビル2階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議
事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件



議決権行使が簡単に！

スマートフォンからQR
コードを読み取ることで、
議決権を簡単にご行使
いただけます。

「スマート行使」[®]対応



郵送またはインターネットによる
議決権行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後5時20分まで

例年どおり株主総会での株主様へのお土産のご用意はご
いません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第116回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	14
連結計算書類	30
計算書類	32
監査報告書	34

片倉工業株式会社

証券コード：3001

証券コード 3001
2025年3月6日
(電子提供措置の開始日 2025年3月4日)

株 主 各 位

東京都中央区明石町6番4号
片倉工業株式会社
代表取締役社長 上 甲 亮 祐

第116回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第116回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置を実施しており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.katakura.co.jp/ir/stock/meeting/>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記のウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ですが電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただきまして、4頁から5頁のご案内をご参照のうえ、**2025年3月27日(木曜日)午後5時20分**までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日）午前10時
（午前9時から受付開始）

2. 場 所 東京都中央区銀座五丁目15番8号
時事通信ホール（時事通信ビル2階）
（末尾の会場ご案内函をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第116期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第116期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

4頁の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主様にご送付している書面（第116回定時株主総会招集通知）は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。
 - ・ 事業報告の「主要な事業内容」、「主要な営業所及び工場」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」、「株式の状況」、「新株予約権等の状況」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」
 - ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ◎ 当社は、株主総会参考書類を、英訳にて当社ウェブサイト（<https://www.katakura.co.jp/>）に掲載いたしますので、そちらも併せてご参照ください。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

**株主総会にご出席の株主様へのお土産は廃止させていただいております。
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

議決権行使のご案内

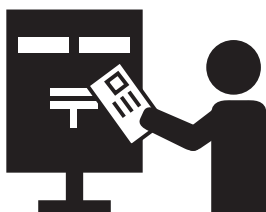
株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。是非とも議決権をご行使くださいようお願い申し上げます。議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。



株主総会への出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として第116回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

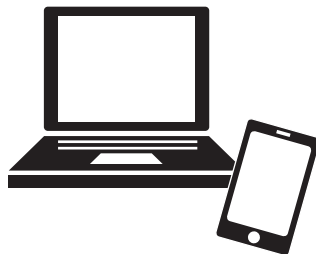
株主総会開催日時 2025年3月28日（金曜日）午前10時



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につきまして賛否を表示せずに提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2025年3月27日（木曜日）午後5時20分



インターネットによる議決権行使

インターネットによる議決権行使の場合は、次頁をご確認いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2025年3月27日（木曜日）午後5時20分

インターネットによる議決権行使のご案内

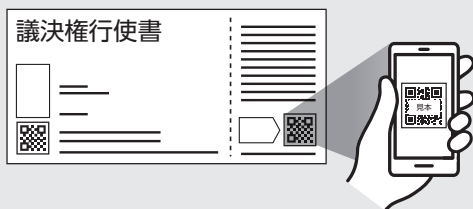


QRコードを読み取る「スマート行使」による方法

議決権行使が簡単に！ 「スマート行使」対応

議決権行使コード (ID) 及びパスワードのご入力不要です。

議決権行使書イメージ (表)



同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン等で読み取り、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」で一度議決権を行使した後に行使内容を変更される場合は、右記の議決権行使コード (ID)・パスワード入力による方法にて変更ください。



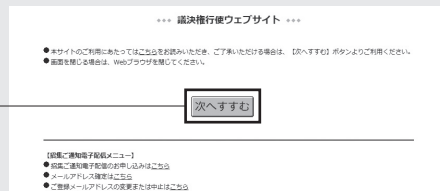
議決権行使コード (ID)・パスワード入力による方法

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1. 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(上記URL) にアクセス

「次へすすむ」

をクリック



2. ログインする

同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード (ID) 及びパスワードをご入力ください。

パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご利用時の注意事項について

- 書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットで複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- 議決権行使コード (ID) 及びパスワード (株主様に変更されたものを含みます) は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- 議決権行使コード (ID) 及びパスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

お問い合わせ先

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行(株) 証券代行部** (下記) までお問い合わせください。

「スマート行使」 「議決権行使ウェブサイト」
の操作方法等に関する専用お問い合わせ先



0120-768-524 (年末年始を除く9:00~21:00)

※ 「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま (常任代理人様を含みます。) につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を、経営上重要な政策の一つに位置付けております。利益の配分については、安定的な配当の実施に努めるとともに、資本効率の向上等を目的として適宜機動的な自己株式取得を実施することとしております。総還元性向については、特殊要因(※)を除き親会社株主に帰属する当期純利益の60%程度を目安として、利益還元に努めてまいります。第116期の期末配当につきましては、当該方針を踏まえ、次のとおり1株につき普通配当50円といたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、1,623,146,950円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年3月31日といたしたいと存じます。

(※) 一時的な損失や利益計上により、当期純利益が大きく変動する場合を想定

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、1名減員し、取締役7名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号		氏名	現在の当社における地位及び担当
1	再任	じょうこう りょうすけ 上甲 亮祐	代表取締役社長
2	新任	かきもと かつひろ 柿本 勝博	常務執行役員
3	再任	みずさわ けんいち 水澤 健一	取締役執行役員企画部長 管理部門（企画部、経理部）担当
4	再任	おおむろ こういち 大室 康一	社外取締役
5	再任	くわはら みちお 桑原 道夫	社外取締役
6	再任	かなまる てつや 金丸 哲也	社外取締役
7	再任	ましも ようこ 真下 陽子	社外取締役

候補者
番号

1

じょうこう りょうすけ
上甲 亮祐

1961年8月6日生

再任

■ 所有する当社株式の数：65,379株 ■ 取締役在任年数：7年 ■ 取締役会への出席状況：12回／12回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月	株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行	2017年 4月	同行理事
2010年 4月	株式会社みずほ銀行大阪支店長	2017年 5月	当社常勤顧問
2012年 4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 執行役員秘書室長	2018年 3月	当社専務取締役
2014年 4月	株式会社みずほ銀行 常務執行役員営業担当役員	2019年 3月	当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

上甲亮祐氏は、2019年3月に代表取締役社長に就任以降、当社グループの構造改革を最優先課題として掲げ、実行してまいりました。また、並行して、人的資本経営の基盤となる人材育成や人事制度改定等にも注力し、片倉グループ全体のリスク管理やガバナンス体制の強化を図るなど、豊富な経験や知見を活かしてまいりました。当社の企業価値向上に資する人材と考え、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者
番号

2

かきもと かつひろ
柿本 勝博

1960年9月29日生

新任

■ 所有する当社株式の数：5,048株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行	2017年 3月	当社執行役員、株式会社ニチビ取締役
2004年 8月	インドネシアみずほコーポレート銀行 （現インドネシアみずほ銀行）副社長	2018年 3月	株式会社ニチビ常務取締役
2011年 11月	当社入社	2022年 3月	同社代表取締役社長（現任）
2012年 12月	当社企画部長	2024年 3月	当社常務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

柿本勝博氏は、金融機関で培った経験を活かし、企画部門の要職を経て2022年3月からは繊維事業部門である株式会社ニチビの代表取締役社長として、当社グループの経営上の役割を担っております。豊富な経験や知見を有していることから、当社の企業価値向上に資する適切な人材と判断し、取締役候補者としたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

3

みずさわ けんいち
水澤 健一

1970年7月22日生

再任

■ 所有する当社株式の数：15,257株 ■ 取締役在任年数：5年 ■ 取締役会への出席状況：12回／12回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4月	当社入社	2021年 2月	当社取締役執行役員経営企画部長兼 法務・コンプライアンス室長
2012年 4月	当社企画部グループ事業室長		
2013年 7月	当社経理部経理課長		繊維事業部門、管理部門（経営企画部、 経理部、法務コンプライアンス室）担当
2015年 10月	当社企画部長		
2019年 3月	当社執行役員企画部長	2021年 4月	当社取締役執行役員企画部長 繊維事業部門、管理部門（企画部、 経理部）担当
2019年 12月	当社執行役員企画部長 兼ライフソリューション事業部長		
2020年 3月	当社取締役執行役員企画部長 繊維事業部門、管理部門（企画部、経理部、 法務コンプライアンス室）担当	2022年 3月	当社取締役執行役員企画部長 管理部門（企画部、経理部）担当（現任）

取締役候補者とした理由

水澤健一氏は、経理部門及び企画部門の要職を経て2020年3月から取締役に就任し、管理部門を統括する経営上の役割を担っております。当社グループの事業経営に精通し、豊富な経験や知見を有していることから、当社の企業価値向上に資する人材と考え、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者
番号

4

おおむろ こういち
大室 康一

1945年2月6日生

再任 社外 独立役員

■ 所有する当社株式の数：11,904株 ■ 取締役在任年数：6年 ■ 取締役会への出席状況：12回／12回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1968年 4月	三井不動産株式会社入社	2018年 2月	当社特別顧問
1997年 6月	同社取締役	2019年 3月	当社社外取締役（現任）
2005年 4月	同社代表取締役副社長 副社長執行役員	2020年 2月	学校法人芝浦工業大学専務理事（現任）
2011年 6月	同社特別顧問	2020年 3月	当社指名・報酬諮問委員会 委員長
2015年 10月	学校法人芝浦工業大学常勤監事	2024年 3月	当社取締役会 議長（現任）
2016年 5月	アークランドサカモト株式会社 （現アークランズ株式会社）社外取締役		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大室康一氏は、事業会社の経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識により、大局的な視点から経営全般の方向性や不動産事業推進のための実践的な助言をしております。また、2024年3月から、当社の取締役会議長として、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に努めております。引き続き業務執行を監督する立場で上記役割を果たすことを期待し、社外取締役候補者としたしました。

候補者
番号

5

くわはら みちお
桑原 道夫

1948年10月24日生

再任

社外

独立役員

■ 所有する当社株式の数：1,600株

■ 取締役在任年数：5年

■ 取締役会への出席状況：12回／12回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年 4月	丸紅株式会社入社	2016年 7月	東芝テック株式会社社外取締役（現任）
2006年 4月	同社取締役専務執行役員、丸紅米国会社社長 CEO	2017年 2月	同社指名・報酬諮問委員会委員長
2008年 6月	同社代表取締役副社長執行役員	2020年 3月	当社社外取締役（現任）
2010年 5月	株式会社ダイエー代表取締役社長	2021年 12月	東芝テック株式会社特別委員会委員長、指名委員会委員長（現任）
2016年 4月	国立大学法人東京外国語大学非常勤監事	2024年 3月	当社指名・報酬諮問委員会 委員長（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

桑原道夫氏は、総合商社並びに事業会社の経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識を有しております。取締役会等において、高い視座からの経営全般に関する有益な提言や各事業に対する助言をしております。また、指名・報酬諮問委員会においても、委員長として議論を主導し、決定手続きの透明性と客観性の向上に貢献しております。引き続き業務執行を監督する立場で上記役割を果たすことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

6

かなまる てつや
金丸 哲也

1964年4月12日生

再任

社外

独立役員

■ 所有する当社株式の数：0株

■ 取締役在任年数：2年

■ 取締役会への出席状況：12回／12回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月	農林中央金庫入庫	2018年 6月	同金庫代表理事専務食農法人営業部長
2013年 6月	同金庫総合企画部長	2021年 7月	アグリビジネス投資育成株式会社 取締役会長
2016年 6月	同金庫常務理事	2021年 8月	農林中金キャピタル株式会社取締役会長
2017年 7月	同金庫常務執行役員	2023年 3月	当社社外取締役（現任）
2018年 4月	同金庫専務執行役員食農法人営業本部長		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金丸哲也氏は、金融機関の経営者として培われた豊富な経験及び幅広い見識を有しております。広範な知識と経験に基づき、特にリスク管理の観点から、取締役会等において有益な助言を行い、コーポレート・ガバナンスの維持・強化に貢献しております。引き続き業務執行を監督する立場で上記役割を果たすことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

7

ましも ようこ
真下 陽子

1969年9月20日生

再任

社外

独立役員

■ 所有する当社株式の数：284株

■ 取締役在任年数：1年

■ 取締役会への出席状況：10回／10回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月	株式会社太陽神戸三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行	2016年 4月	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構外部評価委員（現任）
1994年 12月	香港上海銀行入行	2020年 4月	厚生労働省東京労働局 東京紛争調整委員（現任）
2001年 10月	社会保険労務士登録	2021年 6月	いちよし証券株式会社社外取締役（現任）
2002年 1月	特定社会保険労務士人事マネジメント代表（現任）	2024年 3月	当社社外取締役（現任）
2015年 11月	独立行政法人労働政策研究・研修機構 労働大学校講師（現任）		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

真下陽子氏は、社会保険労務士としての専門的な知見ならびに、会社経営や公的機関での豊富な職務経験を有しており、特に人事全般における実践的かつ有益な提言を行い、コンプライアンスの向上や人的資本経営の推進に貢献しております。引き続き業務執行を監督する立場で上記役割を果たすことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大室康一、桑原道夫、金丸哲也及び真下陽子の4氏は、社外取締役候補者であります。
3. 金丸哲也氏は、過去10年間に当社の取引金融機関である農林中央金庫の業務執行者であったことがあり、その地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりです。なお、同氏が当該金融機関の業務執行取締役を退任してから4年経過しており、現在は業務執行に携わっておりません。
4. 当社は、大室康一、桑原道夫、金丸哲也及び真下陽子の4氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第27条第2項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。4氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役全員との間で、会社法第430条の2第1項に規定する、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、当該契約の内容の概要は、事業報告の24頁に記載のとおりです。各取締役候補者の再任が承認された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、柿本勝博氏の選任が承認された場合には、同内容の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の25頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、大室康一、桑原道夫、金丸哲也及び真下陽子の4氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。4氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き独立役員とする予定であります。
8. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2024年12月31日）現在の株数を記載しております。
9. 真下陽子氏の取締役会への出席状況は、2024年3月28日開催の第115回定時株主総会において取締役に選任された後に開催された取締役会のみを対象としております。

(ご参考) 本総会終了後の取締役及び監査役のスキル・マトリックス
 第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の
 スキル・マトリックスは以下のとおりであります。

氏名	役職	企業経営	財務・会計	法務・コンプライアンス	リスクマネジメント	人事・労務 人材開発	不動産
上甲亮祐	代表取締役社長	○	○		○	○	○
柿本勝博	取締役常務執行役員	○	○		○		
水澤健一	取締役執行役員		○	○	○		
大室康一	社外取締役	○		○			○
桑原道夫	社外取締役	○	○			○	
金丸哲也	社外取締役	○	○		○		
真下陽子	社外取締役	○		○		○	
吉田伸広	監査役			○	○		
五位洸洋	監査役		○	○	○		
酒井明夫	社外監査役	○				○	
手島俊裕	社外監査役		○	○	○		

※上記一覧表は、取締役及び監査役に対して期待するスキルを表しており、取締役及び監査役が持つ全てのスキルを表すものではありません。

以 上

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（以下「当期」という。）におけるわが国経済は、政府の各種政策の効果やインバウンド需要に支えられ、企業収益の堅調さと雇用・所得環境の改善を背景に、個人消費が持ち直しの動きを見せるなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、今後の国内景気については、物価や人件費の上昇、日米の金融政策に起因する市場の不安定さに加えて、中国の不動産市場の停滞や中東、ロシア・ウクライナ情勢等の地政学リスクといった国際情勢の不確実性が不安材料となっています。さらに、米国の今後の政策動向が大きな影響を及ぼす可能性が高く、先行きは依然として不透明な状況にあります。

このような環境の中、当社グループはさらなる構造改革を進め、事業の安定化と採算性の改善に向けた取り組みを強化してまいりました。また、並行して既存事業における成長分野の伸長や新しい事業の柱の創出に向けて、積極的に経営資源を配分し、企業価値の持続的な向上を目指してまいりました。

不動産事業では、中核不動産であるさいたま新都心社有地のコクーンシティにおいて、積極的にテナント入替や環境整備に取り組み、集客魅力と施設鮮度の維持向上に努めてまいりました。また、その他地方不動産では、物件ごとに老朽化等のライフサイクルを考慮した維持管理を実施することで、収益物件としての価値の持続を図ってまいりました。

医薬品事業では、毎年の薬価改定をはじめとする医療費抑制政策に加え、ジェネリック医薬品市場における品質や安定供給に関する様々な問題に直面し、これまでにない厳しい事業環境にあります。このような環境に適応するため、構造改革に加えて希少疾病医薬品の開発や海外展開への取り組み等を推進してまいりました。しかし、現在開発中の希少疾病医薬品の臨床試験の状況等を踏まえ、将来に向けて持続的に安定した収益を確保するためには、さらなる抜本的な組織体制の見直しが必要不可欠と判断し、希望退職者の募集を実施いたしました。

機械関連事業では、車載用半導体不足の解消が進む中、法規制に伴うモデルチェンジの影響でシャシ在庫の遅延が未だ解消されておらず、過年度受注分の繰越生産が継続している状況です。そのため、シャシの確保に努めるとともに、営業体制を強化し原材料費高騰を反映した販売価格への見直しを進めてまいりました。

繊維事業の機能性繊維部門では、素材特性を生かした用途開発を進めるほか、海外市場も含む新規顧客の獲得に努め、さらなる収益力の拡大に取り組んでまいりました。また、実用衣料部門では、機能性インナーの開発及び営業活動の強化に加え、組織統合による共通機能の集約化を進め、一層の収益性改善に取り組んでまいりました。

その結果、当期の売上高は、不動産事業及び機械関連事業で増収となったものの、医薬品事業及び繊維事業の減収により394億24百万円（前期比1.4%減）となりました。

営業利益は、不動産事業の増益等により41億24百万円（前期比8.4%増）となり、経常利益は受取配当金の計上等により54億83百万円（前期比8.2%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益や割増退職金の計上等により35億24百万円（前期比15.7%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

企業集団の事業別売上高

事業区分	前 期		当 期		前 期 比 増 減	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
不 動 産 事 業	10,833	27.1	11,139	28.2	305	2.8
医 薬 品 事 業	13,059	32.7	12,403	31.5	△656	△5.0
機 械 関 連 事 業	5,972	14.9	6,147	15.6	175	2.9
織 維 事 業	7,481	18.7	6,981	17.7	△499	△6.7
そ の 他	2,625	6.6	2,751	7.0	126	4.8
合 計	39,972	100.0	39,424	100.0	△548	△1.4

(不動産事業)

不動産事業は、当社運営のショッピングセンター「コクーンシティ」におけるテナントからの賃料収入の増加等により増収となりました。

この結果、不動産事業の売上高は111億39百万円（前期比2.8%増）、営業利益は42億69百万円（同7.1%増）となりました。

(医薬品事業)

医薬品事業は、2024年2月に発売した「ベプリジル塩酸塩錠」が売上に寄与したものの、薬価改定の影響により減収となりました。

この結果、医薬品事業の売上高は124億3百万円（前期比5.0%減）、営業利益は固定費の減少等もあり2億8百万円（同3.1%増）となりました。

(機械関連事業)

機械関連事業は、車載用半導体不足等によるシャシ在庫遅延が改善傾向にあり、大口受注の一般車や、高単価である特殊車等の過年度受注分の販売が進んだことにより増収となりました。

この結果、機械関連事業の売上高は61億47百万円（前期比2.9%増）、営業利益は88百万円（前期は83百万円の損失）となりました。

(繊維事業)

繊維事業は、耐熱性繊維等の機能性繊維で需要回復の遅れや実用衣料の肌着で一部商流の変更があったこと等により減収となりました。

この結果、繊維事業の売上高は69億81百万円（前期比6.7%減）、営業利益は6億52百万円（同7.6%減）となりました。

(その他)

その他の区分は、ビル管理サービス、ITサービス、印刷紙器の製造・販売及び訪花昆虫の販売等により構成しております。

その他の売上高は27億51百万円（前期比4.8%増）、営業利益は1億19百万円（同17.6%減）となりました。

② **設備投資の状況**

当期中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は21億82百万円であります。

イ. 当期中に完成した主要設備

該当事項はありません。

ロ. 当期において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当期中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ **資金調達の状況**

特記すべき事項はありません。

④ **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

⑤ **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

⑥ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

⑦ **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 113 期 (2021年12月期)	第 114 期 (2022年12月期)	第 115 期 (2023年12月期)	第 116 期 (当 期) (2024年12月期)
売 上 高 (百万円)	37,627	34,274	39,972	39,424
営 業 利 益 (百万円)	2,797	1,369	3,803	4,124
経 常 利 益 (百万円)	3,855	2,582	5,068	5,483
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	4,953	2,817	3,045	3,524
1 株当たり当期純利益 (円)	147.56	84.91	91.91	107.72
総 資 産 (百万円)	139,973	138,114	139,611	140,786
純 資 産 (百万円)	87,611	84,475	89,365	89,731
1 株当たり純資産額 (円)	1,883.58	2,108.38	2,263.53	2,666.35

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。
2. 株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託 (BBT及びBBT-RS)」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上、期中平均株式数及び期末発行済株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第114期の期首から適用しており、第114期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 113 期 (2021年12月期)	第 114 期 (2022年12月期)	第 115 期 (2023年12月期)	第 116 期 (当 期) (2024年12月期)
売 上 高 (百万円)	12,022	11,854	11,918	11,650
営 業 利 益 (百万円)	2,311	2,974	2,874	3,086
経 常 利 益 (百万円)	3,001	3,417	3,624	3,877
当 期 純 利 益 (百万円)	4,321	2,808	2,723	1,389
1 株当たり当期純利益 (円)	128.74	84.62	82.19	42.45
総 資 産 (百万円)	69,125	72,126	76,319	76,814
純 資 産 (百万円)	26,515	28,039	33,224	33,212
1 株当たり純資産額 (円)	798.21	845.70	1,006.45	1,029.27

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。
2. 株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託 (BBT及びBBT-RS)」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上、期中平均株式数及び期末発行済株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第114期の期首から適用しており、第114期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の議決権比率 %	主要な事業内容
株式会社ニチビ	468	100.0	水溶性繊維、耐熱性繊維の製造・販売
トーアエイヨー株式会社	300	93.9	医療用医薬品の製造・販売
オグランジャパン株式会社	150	100.0	カジュアルインナーの製造・販売
日本機械工業株式会社	100	100.0	消防自動車の製造・販売
株式会社片倉キャロンサービス	65	100.0	ビル管理サービス
株式会社カタクラ・クロステクノロジー	29	100.0	ITサービス(SI事業、SES事業、インフラ事業)
株式会社三全	10	100.0	不動産の利用、売買、開発及び賃貸
東近紙工株式会社	10	(72.9)	印刷紙器(各種パッケージ等)の製造販売

(注) 当社の議決権比率のうち、カッコ内は間接所有する議決権比率であります。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境が改善する中で緩やかな回復が期待されますが、アメリカの政権交代に伴う政策変更や欧米の高金利、中国経済の停滞、中東やロシア・ウクライナ情勢等の地政学リスクにより、引き続き不透明な状況が続くものと考えられます。

また、物価や人件費の上昇、為替変動によるコスト増加等により、事業環境が一層厳しさを増しています。当社グループは引き続き構造改革を推進し、事業の安定化と収益性の向上に取り組んでまいります。また、不動産事業を基盤としつつも、成長が期待される機能性繊維分野等では積極的な投資を行うとともに、IT分野等の新たな分野では、M&Aや提携等も活用した事業拡大を図ることで、持続的な成長を実現してまいります。加えて、人的資本戦略を推進し、成長を支える基盤を強化することで、中長期的な企業価値向上を目指してまいります。

さらに、当社グループでは、サステナビリティ委員会の活動を通じて、人権の尊重、環境への配慮、地域社会との共生を推進し、安全・安心な商品・サービスを提供することにより持続可能な社会の構築に貢献します。リスク統括委員会を中心に適切なリスク管理体制を整備し、ガバナンスの維持・向上を図ります。新設したIT企画会議では、IT投資やDX推進、サイバーセキュリティ強化などの課題に迅速に対応し、競争力の向上に努めてまいります。

当社は、人材を競争力の源泉と捉え、年齢・性別・経歴を問わず、能力・専門性・人格を重視した採用と育成を進めています。2025年4月からは新しい人事制度に移行し、当社のミッションである「昨日よりもっと、なくてはならない存在へ。」に基づく行動指針を個々人の目標や人事評価に反映するとともに、従業員のモチベーションと働きがいの創出に努めてまいります。

主要な事業の対処すべき課題は次のとおりです。

(不動産事業)

不動産事業は、2025年に開業10周年を迎えるさいたま新都心社有地のコクーンシティにおいて、戦略的なテナントリニューアルや環境整備を実施し、エリア価値の向上を図ってまいります。

さいたま新都心社有地再開発計画では、建築費や人件費の上昇やマーケットの動向を踏まえ、最適な事業規模や開発時期を検討してまいります。また、コクーンシティ周辺のグループ会社保有不動産についても、シナジーを活かした開発を進めてまいります。

その他地方不動産については、老朽化等、ライフサイクルを考慮し、適切な再投資を行い、収益性を維持してまいります。

(医薬品事業)

医薬品事業は、毎年の薬価改定をはじめとする医療費抑制政策により、厳しい事業環境が継続しております。

2024年度には、100名を超える希望退職者を募り、全国の支店・営業所を廃止した上で、本社が各エリアを直接管轄する体制へと移行するなど、抜本的な組織改革を実施いたしました。今後も効率的な事業運営を推進し、後発薬の上市や既存薬の剤型追加・適応拡大に注力するとともに、循環器領域にとどまらず、幅広い医薬品の開発を進めてまいります。

(機械関連事業)

消防自動車事業は、車載用半導体不足等の影響で遅延していたシャシの納入が回復し、過年度の受注繰越分の販売が進む見込みです。さらに、原材料高騰を反映した販売価格設定により、収益性が改善されます。今後は、仕様を集約したモデルの拡充と販売代理店との協力強化を進めます。また、海外メーカーとの連携を深め、製品ラインナップの拡充を図ってまいります。

(繊維事業)

機能性繊維事業は、耐熱性繊維の需要回復を背景に、業績の堅調な推移を見込んでおります。今後、米国市場の開拓を進めるとともに、生産能力の増強を視野に入れた投資を検討します。水溶性繊維は、アパレル用途を中心に好調が続いていますが、さらなる用途開発により販売拡大に努めてまいります。

実用衣料事業については、事業構造の見直しと組織体制の再構築を通じて収益性を改善し、機能性インナーの開発・販売拡大を目指してまいります。

以上、当社グループは、株主還元の強化と構造改革の継続、そして成長分野への積極的な投資やインオーガニック戦略を有効に活用した新規事業の開拓を通じて企業価値の向上を図ってまいります。さらに、コーポレートガバナンスの強化と人的資本のさらなる充実にも引き続き取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 会社役員の様況

① 取締役及び監査役の様況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役社長	上 甲 亮 祐	
取締役	水 澤 健 一	執行役員企画部長 管理部門 (企画部、経理部) 担当
取締役	栗 原 修	執行役員不動産開発事業部長
取締役	山 田 有 歩	執行役員事業推進部長 医薬品事業部門、機械関連事業部門、繊維事業部門担当
取締役	大 室 康 一	取締役会議長 学校法人芝浦工業大学 専務理事
取締役	桑 原 道 夫	指名・報酬諮問委員会 委員長 東芝テック株式会社 社外取締役 (特別委員会委員長、指名委員会委員長)
取締役	金 丸 哲 也	
取締役	真 下 陽 子	特定社会保険労務士人事マネジメント 代表 いちよし証券株式会社 社外取締役
常勤監査役	吉 田 伸 広	
常勤監査役	五 位 洵 洋	
監査役	酒 井 明 夫	明治安田収納ビジネスサービス株式会社 代表取締役会長
監査役	手 島 俊 裕	みずほ信託銀行株式会社 社外取締役 (監査等委員) 昭和産業株式会社 社外取締役 (監査等委員)

(注) 1. 取締役大室康一、取締役桑原道夫、取締役金丸哲也及び取締役真下陽子の4氏は、社外取締役であります。

2. 監査役酒井明夫及び監査役手島俊裕の両氏は、社外監査役であります。

3. 監査役手島俊裕氏は、証券会社など金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する

- る相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役大室康一、取締役桑原道夫、取締役金丸哲也、取締役真下陽子、監査役酒井明夫及び監査役手島俊裕の6氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
 5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動について
 - (1) 2024年3月28日開催の第115回定時株主総会において、真下陽子氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
 - (2) 2024年3月28日開催の第115回定時株主総会において、酒井明夫及び手島俊裕の両氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
 - (3) 佐野公哉氏は、2024年3月28日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
 - (4) 前田勝生及び尾崎眞二の両氏は、2024年3月28日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
 6. 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役に兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

役 名	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	柿 本 勝 博	株式会社ニチビ代表取締役社長
執 行 役 員	片 倉 義 則	経理部長
執 行 役 員	北 橋 昭 彦	日本機械工業株式会社代表取締役社長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役である者を除く。）及び監査役全員は、会社法第427条第1項、当社定款第27条第2項及び当社定款第37条第2項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の取締役（業務執行取締役である者を除く。）及び監査役全員は、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

③ 補償契約の内容の概要

当社と取締役及び監査役の全員は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないよう、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び「1. (3) 重要な子会社の状況」(20頁)に記載の当社子会社の取締役、監査役、執行役員(当事業年度中に在任していた者を含む。)及び管理職従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填するものです。ただし、役員等の職務執行の適正性が損なわれないよう、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とする措置を講じております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

1. 基本方針

当社は、当社グループの中長期的な企業価値向上と持続的成長に繋げるべく、役員の報酬制度を構築しております。役員報酬制度の決定方針、役員報酬等に関する株主総会への付議内容や社内規程の制定・改正については、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会での審議を踏まえ、取締役会決議により決定することで客観性及び透明性を確保しております。

2. 取締役の報酬体系・構成

取締役の報酬は、その役割を踏まえ、金銭による固定報酬(月額報酬)及び業績連動型株式給付信託(BBT-RS)をもって構成するものとしております。非業務執行取締役の報酬は、その役割を踏まえ、金銭による固定報酬(月額報酬)のみとしております。

3. 固定報酬(月額報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

取締役(非業務執行取締役を含む。)に対する固定報酬(月額報酬)は、役職ごとの職責に応じて定められた基準に基づき、個人別の額を決定するものとし、月次の報酬として支給しております。

4. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容の決定に関する方針

業績連動型株式給付信託（BBT-RS）に係る業績指標として、持続的成長に必要な適正規模の設備投資を実行した上での事業利益及びキャッシュ創出力をもって評価するべく、当社連結業績におけるEBITDAを採用しております。

業績連動型株式給付信託（BBT-RS）は、予め過去の業績実績を踏まえたEBITDAの基準値を設定し、その基準値に対する達成比率並びに役位及び定性評価を勘案して支給することとしており、当事業年度における過去の業績実績に基づくEBITDAの基準値は5,521百万円であり、当期実績は6,957百万円であります。

5. 業績連動型株式給付信託（BBT-RS）の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社が拠出する金銭を原資として、信託を通じ、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により当社株式を予め取得し、取締役に対し、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という。）を給付しております。取締役に対する当社株式等の給付は、原則として毎年一定の時期に行うこととしております。また、一定の要件を満たす場合には、所定の割合に相当する部分について当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を給付することとし、取締役が当該金銭の給付を受ける時期は、取締役の退任時としております。取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、譲渡制限契約を締結することとし、当該当社株式については、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとしております。

取締役に給付する当社株式等の数又は額については、受益権確定時までに各取締役に付与されたポイント数とし、上記ポイントは、各取締役に対し、原則として各事業年度終了後に、役位、業績指標に基づく定量評価、及び定性評価を勘案の上、付与するものとしております。

6. 固定報酬（月額報酬）又は業績連動型株式給付信託（BBT-RS）の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、固定報酬に対する業績連動型株式給付信託（BBT-RS）の割合が、中長期的に健全なインセンティブとして機能するよう、指名・報酬諮問委員会で審議の上、決定しております。

非業務執行取締役の報酬は、上述のとおり、金銭による固定報酬（月額報酬）のみとしております。

7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項

取締役（非業務執行取締役を含む。）の報酬等のうち、金銭による固定報酬（月額報酬）の各事業年度総額は、株主総会において承認を得た範囲内において取締役会の決議により決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容については、会社全体の業績及び各取締役の職務の執行状況を勘案するため、代表取締役社長による決定が適していると判断し、取締役会の決議により代表取締役社長である上甲亮祐に委任しております。委任する権限の範囲は、株主総会において承認を得た範囲内における個人別の固定報酬（月額報酬）の額の決定及び業績連動型株式給付信託（BBT-RS）に係る付与ポイント数の決定としております。当該権限が適切に行使されるよう、取締役会は、指名・報酬諮問委員会での審議を踏まえ、取締役の報酬等に係る社内規程を定めるほか、上記委任に基づき取締役の個人別の報酬等の内容を決定するに際しては、予め、指名・報酬諮問委員会での審議を行い、当該審議の内容を最大限尊重することを上記委任の条件としております。

当期の取締役の個人別の報酬等の内容は、上記手続を経て決定されていることから、取締役会は、その内容が上述の役員報酬等の内容に関する方針等に沿うものであると判断しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	支給総額	固定報酬	対象員数	業績連動報酬等 (非金銭報酬等)	対象員数
取締役 (うち社外取締役)	266百万円 (46)	170百万円 (46)	9名 (4)	96百万円 (-)	4名 (-)
監査役 (うち社外監査役)	48 (18)	48 (18)	6 (4)	-	-
合 計 (うち社外役員)	315 (64)	219 (64)	15 (8)	96 (-)	4 (-)

- (注) 1. 上記には、2024年3月28日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役2名(うち2名社外監査役)を含んでおります。
2. 業績連動報酬等(非金銭報酬等)は当事業年度における業績連動型株式給付信託に係る費用計上額を記載しております。
3. 株主総会決議により承認を得ている取締役及び監査役の報酬等の上限は以下のとおりです。

区 分		決議日・決議に係る 株主総会終結時の員数 (括弧は社外取締役の員数)		上限
取締役	固定報酬	2024年3月28日 第115回定時株主総会	8 (4)	年額250百万円以内(うち社外取締役分は年額70百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)
	業績連動型 株式給付信託 (BBT)	2018年3月29日 第109回定時株主総会	5	信託への拠出は3事業年度ごと150百万円 ※非業務執行取締役を除く。
		2021年3月30日 第112回定時株主総会	3	1事業年度当たりのポイント数 合計80,000ポイント ※非業務執行取締役を除く。
	業績連動型 株式給付信託 (BBT-RS)	2024年3月28日 第115回定時株主総会	4	1事業年度当たりのポイント数 合計80,000ポイント ※非業務執行取締役を除く。
監査役	固定報酬	2009年3月27日 第100回定時株主総会	4	年額50百万円以内

⑥ 社外役員に関する事項

- イ. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係
社外役員の重要な兼職につきましては、「(1) 会社役員の状況 ①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。
なお、社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における社外取締役の主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に対して行った職務の概要

取締役 大室 康一	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、事業会社の経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、大局的な視点から経営全般の方向性や成長事業である不動産事業推進のための実践的な助言を積極的に行いました。また、当社の取締役会議長として取締役会の運営に積極的に関与し、取締役会の実効性向上に尽力しております。指名・報酬諮問委員会においては委員として、決定手続きの透明性と客観性の向上に大いに貢献しました。
取締役 桑原 道夫	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、総合商社並びに当社の事業と親和性の高い事業会社の経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、数多くの有益な提言や指摘等を行いました。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、議論を主導し、決定手続きの透明性と客観性の向上に大いに貢献しました。
取締役 金丸 哲也	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、金融機関での豊富な職務経験及び関連会社の経営者として培われた幅広い見識に基づき、コーポレート・ガバナンスの維持・強化に向けた客観的・中立的な立場から発言をしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、決定手続きの透明性と客観性の向上に貢献しました。
取締役 真下 陽子	2024年3月28日就任以降に開催された取締役会10回全てに出席し、社会保険労務士としての専門的な見地に基づき、実践的で有益な提言や助言を行いました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、決定手続きの透明性と客観性の向上に貢献しました。

ハ. 当事業年度における社外監査役の主な活動状況

監査役 酒井 明夫	2024年3月28日就任以降に開催された取締役会10回全て、監査役会10回全てに出席しました。主に生命保険会社の経営者としての豊富な経験に基づく専門的な見地から適宜発言を行っております。
監査役 手島 俊裕	2024年3月28日就任以降に開催された取締役会10回全て、監査役会10回全てに出席しました。主に金融機関の経営者としての豊富な経験に基づく専門的な見地から適宜発言を行っております。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、割合（パーセント）は、表示単位未満の端数を四捨五入にて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	58,437	流 動 負 債	20,095
現金及び預金	30,419	支払手形及び買掛金	4,785
受取手形及び売掛金	8,574	短期借入金	2,878
リース投資資産	5,393	1年内返済予定の長期借入金	1,956
商品及び製品	5,793	未払金	2,849
仕掛品	3,268	未払法人税等	2,887
原材料及び貯蔵品	3,053	賞与引当金	219
その他	1,935	役員賞与引当金	1
貸倒引当金	△0	預りの金	2,590
固 定 資 産	82,348	その他	1,926
有形固定資産	41,162	固 定 負 債	30,959
建物及び構築物	22,075	長期借入金	4,918
機械装置及び運搬具	1,396	長期未払金	740
土地	16,308	繰延税金負債	11,160
建設仮勘定	289	土壤汚染処理損失引当金	58
その他	1,091	役員株式給付引当金	127
無形固定資産	566	退職給付に係る負債	1,471
投資その他の資産	40,619	長期預り敷金保証金	9,093
投資有価証券	32,887	長期前受収益	782
退職給付に係る資産	6,902	資産除去債務	2,373
繰延税金資産	192	その他	234
その他	649	負 債 合 計	51,054
貸倒引当金	△12	純 資 産 の 部	
資 産 合 計	140,786	株 主 資 本	67,521
		資本金	1,817
		資本剰余金	15,000
		利益剰余金	55,166
		自己株式	△4,463
		その他の包括利益累計額	18,516
		その他有価証券評価差額金	15,342
		繰延ヘッジ損益	55
		退職給付に係る調整累計額	3,118
		非支配株主持分	3,693
		純 資 産 合 計	89,731
		負 債 純 資 産 合 計	140,786

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		39,424
売上原価		24,678
売上総利益		14,746
販売費及び一般管理費		10,621
営業利益		4,124
営業外収益		
受取配当金	1,354	
その他	223	1,578
営業外費用		
支払利息	107	
シンジケートローン手数料	34	
その他	77	219
経常利益		5,483
特別利益		
固定資産売却益	88	
投資有価証券売却益	2,842	2,930
特別損失		
固定資産処分損	113	
減損	128	
割増退職金	774	1,016
税金等調整前当期純利益		7,398
法人税、住民税及び事業税	3,484	
法人税等調整額	169	3,653
当期純利益		3,744
非支配株主に帰属する当期純利益		219
親会社株主に帰属する当期純利益		3,524

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	19,133	流動負債	20,095
現金及び預金	5,858	買掛金	50
電子記録債権	1,494	短期借入金	10,268
売掛金	537	1年内返済予定の長期借入金	1,956
リース投資資産	5,393	未払費用	1,772
商品及び製品	23	未払法人税等	225
仕掛品	3	未払法人税	2,527
原材料及び貯蔵品	30	預り金	2,404
前払費用	81	前受収益	615
短期貸付金	3,884	賞与引当金	25
その他の他	1,827	その他の負債	247
貸倒引当金	△1	固定負債	23,506
固定資産	57,680	長期借入金	4,918
有形固定資産	26,511	長期未払金	678
建物	16,886	繰延税金負債	6,240
構築物	546	土壤汚染処理損失引当金	58
工具、器具及び備品	246	役員株式給付引当金	127
土地	8,811	長期預り金	9,022
リース資産	14	長期貸付金	782
その他の他	6	資産除却負債	1,668
無形固定資産	52	その他の負債	10
投資その他の資産	31,116	負債合計	43,601
投資有価証券	18,470	純資産の部	22,040
関係会社株式	9,257	株主資本	1,817
長期貸付金	976	資本剰余金	332
前払年金費用	3,077	資本準備金	332
その他の他	182	利益剰余金	24,354
貸倒引当金	△848	利益準備金	437
資産合計	76,814	その他の利益剰余金	23,916
		固定資産圧縮積立金	2,922
		特別償却準備金	1
		別途積立金	6,800
		繰越利益剰余金	14,191
		自己株式	△4,463
		評価・換算差額等	11,172
		その他有価証券評価差額金	11,116
		繰延ヘッジ損益	55
		純資産合計	33,212
		負債純資産合計	76,814

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		11,650
売上原価		6,297
売上総利益		5,352
販売費及び一般管理費		2,265
営業利益		3,086
営業外収益		
受取利息	20	
受取配当金	826	
その他の	126	973
営業外費用		
支払利息	125	
シンジケートローン手数料	34	
その他の	22	182
経常利益		3,877
特別利益		
固定資産売却益	87	
投資有価証券売却益	352	439
特別損失		
固定資産処分損	17	17
税引前当期純利益		4,299
法人税、住民税及び事業税	2,938	
法人税等調整額	△27	2,910
当期純利益		1,389

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月13日

片倉工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 弘 幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大山 顕 司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、片倉工業株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、片倉工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月13日

片倉工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 弘 幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大山 顕 司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、片倉工業株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第116期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年 2月13日

片倉工業株式会社 監査役会

常勤監査役 吉田伸広 ㊟

常勤監査役 五位淵 洋 ㊟

社外監査役 酒井明夫 ㊟

社外監査役 手島俊裕 ㊟

以上

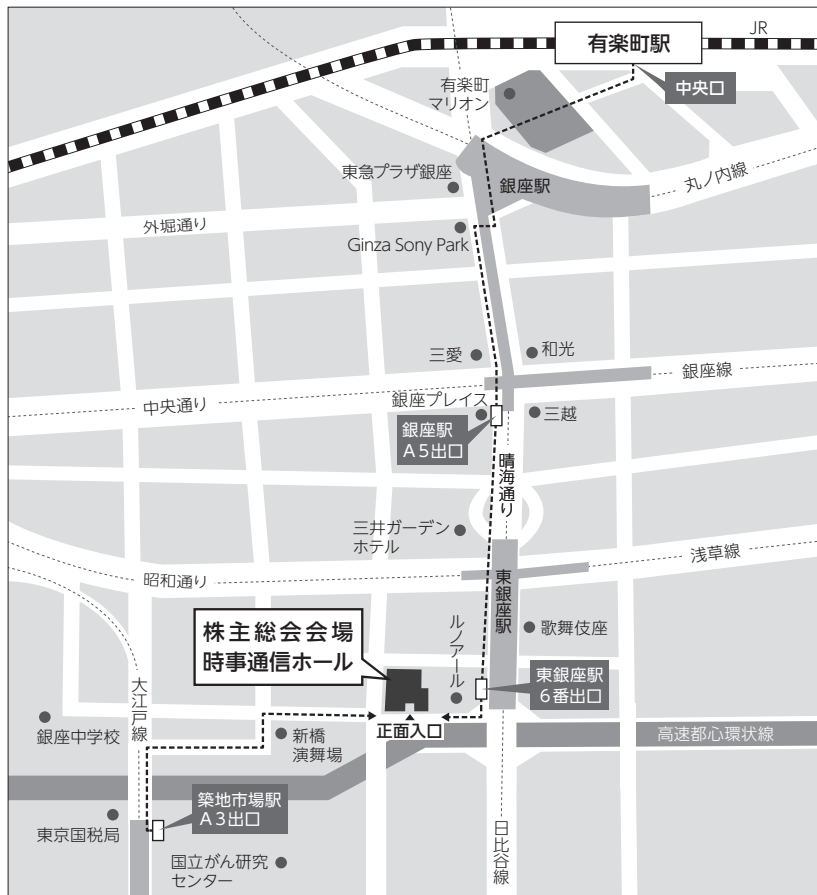
株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区銀座五丁目15番8号

時事通信ホール（時事通信ビル2階）

電話 03-3546-6606



交通のご案内

- 東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線
東銀座駅6番出口 徒歩1分
- 都営地下鉄大江戸線
築地市場駅A3出口 徒歩6分
- 東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線
銀座駅A5出口 徒歩7分
- JR山手線・京浜東北線
有楽町駅中央口 徒歩13分

(注) 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

例年どおり株主総会での株主様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

